♦告

示

目

次

建設業者の登録まつ消

昭和四年四月十五日第三種郵便物記司。年週火、金曜日発行(但休日に当じる)をは翌日)

告 県立鳥取公共職業補導所補導生の募集 あん摩師、

は り 師

きゆう師試験の合

◇公

◆鳥取県告示第百十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第 く八頭村が設置されたことに伴い、農業委員会等に関 一項の規定により八頭郡安部村及び八東村を廃し新し

業委員会が設置された。

項の規定により昭和三十一年三月十五日次のとおり農 する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一

卸売販売業者の業者登録

小売販売業者甲の事業区域等の変更

小売販売業者甲の業者登録

保険医の指定

種畜の廃用

種畜証明書の書換交付

定期種畜検査の実施

昭和三十一年三月三十日

鳥取県知事 遠

茂

八頭村農業委員会 農業委員会の名称

◆敎委告示

臨時教育委員会の招集 計量器定期検査の実施

業委員会の区域がの安部村および八東村の農区

示

格者

		The state of the s	The second secon					
		赤碕〃	赤碕町	"	//二十四百	日 ——	グ 二 十 一	
		東伯ク	東伯町	//	二十三日	H "	二十	"
		関金〃	金町	東伯郡	二十二百	日	十九	"
	,		"	//	一日日	日 //	十八	"
み出場のこと 。 和牛については新願牛		倉吉〃	倉吉	倉吉市	 二 十 目	H	十七	1/2
		東郷ク	東郷町	東伯郡	十九日	H 	十六	11
		智 明 "	智頭町	"	十七日	H //	十四四	17
		用瀨ク	用瀬町	"	十六日	日 //	·+ =	11
	Τ,	若桜 "	若桜町	"	十五日	日	+	"
The state of the s	ar)		"	"	十四日	日	 -	11
み出場のこと。和牛については新願牛の	和丰、乳牛、	船岡ク	船岡町	八頭郡	十三日	日 //	+	1/2
	•	浜村ク	浜村町	氣高郡	十二日	日	九	"
		古海ク	古海	鳥取市	十一日	日	八	"
	1	浦富ク	浦富町	岩美郡。	十日日	日	七	11
							AND THE RESIDENCE OF THE PARTY	Ĩ

ተር ጉ	91年3	73.00	ALCOHOL:	金権	. III	急	取	県 公	報	(号外)	第20	19	21
四月六日 四月九日 鳥取市 吉方町 鳥取家畜市場	第一次検査 第二次検査 郡 市 町 村 場 所 5-本気電の科类	檢 查 期 日 検 査 場 所 乏倹	昭和三十一年度定期種畜檢查日程	鳥取県知事 遠 藤 茂	昭和三十一年三月三十日	定 知種畜検査が次のように実施される。	→鳥取県告示第百二十号	(第三〇二号 昭和三十一年二月八日 池 田 建 設 船八〇二 平 家 茂 実 二十三日 原現県知事登鈞	登錄番号登錄年月日名 称 所在地 申請者氏名 登錄まつ	鳥取県知事遠藤	昭和三十一年三月三十日の、建設業者登録簿から次のように登録を	建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業屆があつたので、同法第十五条第一項の	◆鳥取県告示第百十九号
	ijŢ	H.	And the second s	茂				十和	ま、	茂		項	

検

存

検

所

五月 六 日 第二次検査

五 月 第二 次 検 在 日

MJ 査

婸

所

受検家畜の種類

摘

要

29 郡

伯

郡 市

名

和

町 村

御来屋家畜市場

七日

11

+ H

"

大山

Ħſ

所子ク

昭和31年3月30日 金曜日

昭和31年3月30日 金曜日

鳥取県公報

(号外) 第20号

官		クの倉吉市岡		11	伯富	五六ク	F	"
仲					錦	五 〇 ″	Ŧ	<i>"</i>
庄 寿 美 江	東郷町本	鳥取県東伯郡東郷町	黑毛和種	*************************	宝来	第五一号		昭三○鳥取
所氏名	者	飼養	類	種	名号	号	明書番	種畜証明
藤	遠	取果知事	鳥				*	
					Ц	一年三月三十日	年	昭和三十
• :	•					された。	廃用さ	次の種畜は廃用された。
						一十二号	第百一	◆鳥取県告示第百二十二号
自取果東伯郡東郷町 長取県東伯郡東郷町	芳藏鳥	鳥取県東伯郡東郷町		黑毛和種	錦	八 号 	第四八	昭三〇鳥取
新飼養者住所氏名	名	飼養者住所氏	旧	類	号種	番号名	書	種畜証明
藤	遠	取県知事	鳥				And the second s	
					н	昭和三十一年三月三十日	年三	昭和三十
			うた。	付があ	百の書換交	埋畜証明書	つき	次の種畜につき種畜証明書の書換交付があつた。
						十一号	第百一	◆鳥取県 告示第百二十一号
	**************************************				* ?	ST. OF THE CONTRACT OF THE CO. IN		AND THE PROPERTY OF THE PROPER
	()							
	er()		•		1	,		
		に出場すること。	日	豚は第二次検査の	11 1	ん羊。山羊、) 35	備考馬
		根雨ク	町	根雨	"	十九日	"	ク十六日
		生山ク	生	"	11	十八日	"	ク十五日
		三栄ツ	前町	伯	"	十八日	"	// 十五 日
		江尾 "	府町	江	"	十七日	"	十四日
		一	町一溝	溝	日野郡	十六日	"	/ 十三日
	í			"	"	五日	"	クナニ日
み出場のこと。和牛については新願牛の	和牛、馬	米子〃 和	町一米	勝	米子市	十四日	"	ク 十 一 日
	•	法勝寺ク	伯 町 一 法	西	<i>!!</i>	十三日	"	" 十 日
		余子 "	港町全	境	"	日日	"	<i>"</i> 九 日
		淀江〃	江町	淀	11	日日	"	// 八日

大八 / 六七

黑 米

11

11

東伯郡大誠村 松

本 島

信

幸 巖

福本

川松

	七七〃	天節	11	出良町」	節 信 藏 雪
□十八条ノー	三第一項の(大正十一第百二十三	に 第 も 七十) よ 第 ろ 四	に保険医を指定した。[十三条ノ三第一項および船員保険法	(昭和十四年法律第七十三号)第
昭和三十	和三十一年三月三十日	Ħ	島	取果知事遠	藤
学	診	療	所		£
影頻系名	所在	地	名称	日	指定年月日
歯	米子市岩倉町	七三	木下歯科医院	木下定之	昭和三十一年三月十三日
申の事業区 昭和三十一	₩の事業区或等でつへて)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	カー部をおいている。	七六号 (小販売業者	7 留和三十年三月三十	鳥取県知事 東京
甲の事業日	区域等について)の一部を	業区域等について)の一部を次のように改正す	9	鳥取県知事 遠 藤 茂

表 中

村、八東村の区域二〇〇」を「八頭村、 八東村の区域二〇〇」に改める。 一安部村、 八頭村第一旧安部村の区域一五〇』に「八東村、 安部村、安部村の区域一五〇」を「八頭村、 八頭村第二旧 八東

(号外)0505号

◆鳥取県告示第百二十六号

第二十一条の規定に基き、 食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号) 年における卸売販売業者の業者登録をした。 次の者に対し、 昭和三十一

鳥取県公報

昭和三十一年三月三十日

叉 は名称 鳥取県知事 遠 業 所 藤 所 在 茂 地

連合会 鳥取果経済農業協同組合 鳥取市東品治町一九の五

昭和31年3月30日 金曜日

登錄番号

氏名

合 鳥取県東部米穀卸協同組 鳥取市吉方七八九

中嶋精麦製粉株式会社 鳥取県米雜穀卸協同組 合 鳥取市東品治町六八 鳥取市東品治町一九

> Ŧī.

T'

51

倉吉市上井三二〇の

_

六 合 鳥取県中部米穀卸協同組 九倉吉市新町三丁目二二八

米子米雜穀卸有限会社 合即果西部米穀卸協同組 米子市錦町三丁目五三 米子市西町二一

七

◆鳥取県告示第百二十七号

号)第二十一条の規定に基き、次の者に対し、昭和三 十一年における小売販売業者甲の業者登録をした。 食糧管理法施行 規則 (昭和二十二年 農林省令 第百三

昭和三十一年三月三十日 鳥取県知事 遠 藤

氏名叉は名稱

登錄番号

鳥取米穀企業組合今町販売所 日進販売所

鳥取市第一

事業区域 茂

吉方販売所

大工町販売所

11

五 四

11 11 東

 \equiv

立川販売所

11

							O U	
昭和31年3月30日	金曜日	鳥	取	県	公	報	(外号)	第20号

"	秋田 美江	/ 七三	"	敦賀 弘	″五六
岩美町第一	川口喜蔵	"七二	!! !!	船木 幸作	% 五 五
"	新井 平吉	// 七 一	ク第一四	鳥取米穀企業組合賀露販売所	" 五 四
福部村	福部村農業協同組合	/七〇	ク第一三	千代水農業協同組合	<i>ツ</i> 五 三
津ノ井村	津ノ井村農業協同組合	// 六九	第二二	松保農業協同組合	<i>ツ</i> 五 二
ク第二	大茅農業業協同組合	" 六八	ク 第一一	豊実農業協同組合	五.
大成村第一	成器農業協同組合	〃六七	第一〇	明治農業協同組合	% 五〇
//	所以與米穀企業組合宇倍野販売	// 六六	" 第 九	東鄕農業協同組合	" 四 九
字倍野 村	業協同組合	" 六 五	<i>"</i>	宮脇幸之輔	// 四八
〃 第一八	末恒農業協同組合	" 六四	第八	大正農業協同組合	ク四七
ク 第一七	大鄉農業協同組合	" 六三	第七	美穗農業協同組合	" 四六
ク 第一六	古岡農業協同組合	<i>"</i> 六二	" 第六	大和農業協同組合	" 四 五
"	湖山農業協同組合	" 六	第五.	神戶農業協同組合	ク四四
"	森繁治	ッ六〇	第四	倉田農業協同組合	// 四 三
第 一五	鳥取米穀企業組合湖山販売所	// 五 九	第三	米里農業協同組合	ツ四二
11	美川金太郎	″ 五 八	鳥取市第二	面影農業協同組合	ク四一
"	網師喜古	// 五 七	11	美保農業協同組合	刈 〇

				<i>C</i> .		
"	宮脇 歲男	クミ九	"		中島長太郎	<u>"</u>
<i>11</i>	妹尾谷節子	" 三八	"		山下 朝治	<u>"</u>
"	米村 信一	/ 三七	"//		橋本 雅夫	<u>"</u>
""	浜田 昇一	// 三六	11		林孝之	<i>"</i> 九
, #	岡嶋 為治	<u>"</u> 三五.	"		伊吹喜代造	// 八
"	霜田寿次郎	″ 三四	11		山下 貞次	" 七
17	浜田喜久治	# = =	″	A	佐々木政美	// 六
<i>!!</i>	佐々木智惠子、	// ===	11	占物資部鳥取配給所	国鉄共済組合物	ツ 五 五
11	大谷 豊美	<u>"</u>	"	片原販売所	"	<u>//</u> 四
<i>11</i>	網沢正	∥ ≡0	"	新町販売所	"	<u>"</u>
<i>!!</i>	小谷 辰治	少二九	"	鹿野町販売所		<u>"</u>
4)	田中 忻治	クニ八	<i>II</i>	魚町販売所	<i>II</i>	<i>"</i>
"	井戶垣百合子	//二七	11	行德販売所	11	<i>"</i> 10
<i>"</i>	米谷 栄	" 二六	"	新品治販売所	"	ク九
11	河口長太郎	<u>"</u> 五	"	材木町販売所	''	// 八
<i>!!</i>	大河原禎寿	<u>"</u> 四	. "	東町販売所	"	七
<i>II</i>	民木 元造	# <u>"</u>	"	江崎販売所	<i>!!</i>	// 六

大岩農業協同組

合 合

第二

大御門農業協同組 国中農業協同組

合

"

第三

合

〇九

加藤多美藏

11 11

東農業協同組合

(号外) 第20号

若桜米穀小売企業組合 丹比村農業協同組合

若桜町第一

浦富米穀小売企業組

浦富農業協同組

第五

九六 九七

博田

正道

網代消費生活協同組合 小田農業協同組合 本庄農業協同組

"

第四 第三

九四 九五

大伊農業協同組合 船岡農業協同組合 下私都農業協同組合

九三 九二 九一

難口喜代乎 岩井農業協同組合 川本 東浜農業協同組合 田後漁業協同組合 口勘一郎 德治

郡家町第

一〇四

右近

〇五

安部農業協同

頭村第一

第二

富士原茂実

保木本靜枝

11

第七

0 0

九九

福田喜代洽 河原米穀小売企業組合 国英農業協同組合

第六

九八

隼農業協同組合

四鄉農業協同組合所 一惠河原米穀小売企業組合八上販売松田 一惠

第五 第四

第三

第三

河原町第一 船岡町第一 第二 第三 第二 " 第四

453

池田農業協同組合 若桜町農業協同組合

鳥取県公報

=

中私都村農業協同組合 吉川農業協同組合 上私都村農業協同組合

中 上 用 第二

都村 都村

富沢農業協同組合

Ξ 1 = 0

智頭米穀企業組合駅前販売所 山形農業協同組合山形販売所 中町販売所

那岐農業協同組 土師農業協同組合 合 芦津販売所

第六 第五 第三 第四

一三六 三五 三四四

鹿野米穀小売企業組合 山鄉農業協同組合

三七

勝谷農業協同組

合

三八

小鷲河農業協同組合

治

昭和31年3月30日 金曜日

=

安井茂太郎

笹川

道人

用瀨米穀小売企業組合

大村農業協同組

森田

一敬

社農業協同組

合

所用瀨米穀小売企業組合古市販売長谷 たみ

三九

瑞穗農業協同組

宝木農業協同組

合

氣高町第一 第三

加瀨木販売所

加茂販売所

11 11

智頭町第

"

第二

鹿野町第一 第二

	"	成美農業協同組合	// 五 五	"	米田 二郎	ク 三 九
	<i>"</i>	業所主要食糧赤碕共同販売所第二営	<i>"</i> 五 四	<i>"</i>	佐伯 義男	グ三八
	"	Ξ	五三	<i>II</i> .	三木 太郎	//三七
		所		別由 良 町	由良米穀小売企業組合由良販売所	″三六
	"	主要食糧赤碕共同販売所第一営	ル 五 二	"	松村 清市	≥ 五
碕町	赤	新碕米穀小壳企業組合赤碕販売	<i>グ</i> 五 一	大栄町第二	由良米穀小売企業組合榮販売所	// 三 四
第三	"	古布庄農業協同組合	ク 五 〇	"	大誠米穀小売販売所	<u>"</u>
"	"	八橋農業協同組合	// 四 九	大栄町第一	大誠 農業協同組合	// === -
"	"	/ 仲町販売所	// 四 八	第一	磯江七次郎	<u>"</u>
第一	11	所八橋米穀小売企業組合八橋販売	ル四七	第二	下北条農業協同組合	<u>"</u> =
第二	11	鄉農業協同組合	ク四六	北条町第一	中北条農業協同組合	" 二九
"	"	下鄉農業協同組合	ク四五	"	河本 積	<u>"</u> 二八
"	"	谷口 滋雄	ク四四四	"	矢送農業協同組合	ルニ七
"	"	* 逢束販売所	// 四 三	"	南谷農業協同組合	少 二六
伯町第一	東伯	浦安米穀小売企業組合	// 四 二	関 金 町	山守農業協同組合	<u>"</u>
	"	所 由 良米 穀小売企業組合大谷販売	// 四 一	"	竹田農業協同組合	少 二 四
	"	崎 友輝	" □○	"	旭農業協同組合	<u>// </u>

						}
-	″	小鹿農業協同組合	<u>"</u>	"	五 淺津農業協同組合	"
	"	三德農業協同組合	<u>"</u>	"	四上川義勝	"
	"	福本 愿	<u>//10</u>	<i>11</i>	三 橋津販売所	"
朝町	三	三朝米穀小売企業組合	" 九	"	二 " 田後販売所	"
	"	富沢 梅藏	// 一 八	羽 合 町	所。	中
	11	萬亀藏	// 七	ク第五	置農業協同組合	<i>"</i>
v	"	松崎米穀小売企業組合	// 六	11	一五二 勝部農業協同組合	<i>"</i>
	"	舍人農業協同組合	<u>ツ</u> 五	ク第四	一五一 勝田 藤市	//
	,//	花見農業協同組合	" 四	第三	一五〇 中鄕農業協同組合	<i>"</i>
町	東鄉	東鄉農業協同組合	// =	第二	一四九 日置谷農業協同組合	<i>"</i>
	"	小林長九郎	<i>"</i>	"	一四八 ク 駅前営業所	<i>"</i>
	"	石原 信義	<i>"</i> -	"	一四七 所名米穀小売企業組合前町営業	"
ż	11	森政子	<u>"</u>	青谷町第一	谷 光藏	<i>"</i>
	11	泊村農業協同組合	<i>リ</i> 九	"	一四五 船磯消費生活協同組合	//
	"	八木 満枝	ル 八	"	一四四 浜村米穀小売企業組合	"
村	泊	泊米穀小売企業組合	// 七	ク第五	一四三 太田 敬市	"
	"	宇野農業協同組合	// 六	タ 第四	一四二 逢坂農業協同組合	"

(号外) 第20号 14

"		尚治	船越	" 亡	11	錦町營業所	11	// - - -
米子市第一		田麻四郎	久保	// 二六	"	天神町営業所	12	ク丸
米子市第八	\TP	清	矢倉	<u>"</u> 五	"	加茂町営業所	"	<i>リ</i> 八
米子市第七	, ste	住雄	足立	グニ四	"	朝日町営業所	11	// 七
米子市第六	NP.	幸栄	黑見	• <u>"</u> =	<i>"</i>	博労町営業所	11	ク六
<i>!!</i>		利男	松本	// ==	"	茶町営業所	"	ク 五
米子市第五	N.	利男	松本	<u>"</u>	11	紺屋町営業所	"	ク 四
"		清枝	新川	<u>"</u>	"	立町営業所	"	<i>ツ</i> 三
"		きよ子	山口は	ク 力 九	"	道笑町営業所	"	" =-
米子市第四	Nr.	清	松本	ク 一 八	米子市第一	米子食糧企業組合角盤町営業所	米子食糧企業	西
11	,	柳藏	島田	 一 七	"		石田積	ク九四
11	73	礼一	渡辺	ク 一 六	<i>!!</i> !		兒玉 晴美	// 九三
	国鉄共済組合物資部米子配給所 2	共済組合物本	国鉄	<u>″</u> 五	"		芳田 一直	" 九二
11	車尾営業所 4		11	グ 四	<i>"</i>		美甘隆	<i>"</i> 九 一
"	三本松営業所 "		"	" =	"		島田長一郎	ッ 九 ○
"	北立町営業所	•	"	" " =	"		中村 忠治	ク八九
"	皆生営業所 〃		11	// 	"		西本 三郎	″ 八 八

ク六七 **"**。 六〇 〃 五 九 六六六 六二 六二 五八 五七 六九 六八 六五 六四 六三 五六 七〇 倉吉新町米穀小売企業組合西 倉吉鍛治町米穀小売企業組合西 倉吉鍛治町米穀小売企業組合広 小路販売店 倉吉鍛治町米穀小売企業組合広 介路販売店 堀尾 光月 倉吉研屋町米穀小売企業組合倉吉東町米穀小売企業組合 以西農業協同組合 安田農業協同組合 川町販売店 町販売店 上中山農業協同組合 売所 赤碕米穀小売企業組合下中山販 芳春 春四 中 Ш 吉 村 市 ク七六 八四 八二 八一 八〇 七八 八五 八三 七四 七三 七九 七七 七五 八 七一 谷岡 西 涌 灘手農業協同組合 鳥羽太喜藏 那是製絲株式会社倉吉工場治町二丁目販売店 社農業協同組合 高城農業協同組合 北谷農業協同組合 上小鴨農業協同組 小鴨農業協同組合 上井農業協同組合 西鄉農業協同組合 上北条農業協同組合 上井米穀小売企業組合 康男 政男 春正 合

4

C/d

711

(号外) 第20号 16

71

昭和31年3月30日 金曜日

17	昭和31年3月30日	金曜日	鳥	取	県	公	報	(外号)	第20号
									,,,

	×						
ク六二	景山,国一	"	"	ク七九	足立玄、	11	"
"六三	. 戶田 友次	"	"	ル 八〇	角精麥製粉株式会社主食販売部	"	"
ク六四	酒井登美子	11.	"	//八一	木村	"	"
ク六五	柏木整一郎	"	"	ク八二	井田利	"	"
ク六六	寺本 築治	"	"	ク八三	渡農業協同組合	11	第五
ク六七	上道農業協同組合	境	町第二	ク八四	渡米穀小売企業組合西販売所	"	"
ク六八	上道米穀小売企業組合	"	"	ク八五	東販売所	11	<i>"</i>
ク六九	大西喜久枝	11	"	ク八六	外江農業協同組合	"	第 六
ッ七 〇		11	11	ク八七	古德 秀德	"	"
クセー	所	11	第三	ク八八八	花見屋配給所	<i>"</i>	"
クセニ	タ 第二販売所	11	11	ク八九	外江米穀小売企業組合	"	. 11
ク七三	タ 第三販売所	11	"	// 九〇	天津農業協同組合	西伯町	第一
ク七四	新 美惠子	11	"	ク九一	大国農業協同組合	11	第二
ル七五	島田 時雅	"	"	ク九二	法勝寺農業協同組合	<i>!!</i>	第三
ク七六	市場 重範	11	"	ク 九三	上長田農業協同組合	11	第四
ク七七	池淵 きん	11	"	ク九四	藤田 千歲	-11	第五
"七八	中浜農業協同組合	境	第四	九五	八鄉農業協同組合	岸本	岸本町第三

四二 / 三九 / 三八 // = -グ三四 <u>"</u> 三七 三六 三五 === 四一 四〇) Elo 竹中 実重 **荻野永太郎** 土井 野口 岩崎惠佐於 餅月 岡村 荒島兵太郎 大森近四郎 千代子 敬司 芳雄 利貞 浅重 達夫 栄治 武造 ッ 五 九 八 **ル五七** ク 五六 ク 五五 ク 五 四 ル 五 三 グ五二 グ五一 五〇 ク四九 四八 宋広町米穀小売企業組合 売所 東本町米穀小売企業組合花町販 東本町米穀小売企業組合 富益農業協同組合和田農業協同組合 松ケ枝町米穀小売企業組合 成実農業協同組合 嚴農業協同組合 大篠津農業協同組合 **崎津農業協同組合** 彥名農業協同組合 五千石農業協同組 尚德農業協同組合 福生農業協同組合 国鉄共済組合物資部後藤事業所 米子市第五 第五 第四 11

(号外) 第20号

九六

幡鄕農業協同組合

11

丘

淀江米穀小売企業組合

11

11

田口

貞子

尾澤

唐来

明子 守正

11

Ш

町

〇九 〇八 〇七 〇 六

-0

大山口食糧企業組合 大山農業協同組合 高麗農業協同組合

11 11

二六

九九 九八 九七 100 0 **県農業協同組** 春日農業協同組合 大幡農業協同組合

 $\frac{\circ}{-}$ \subseteq 手間農業協同組合 村上 賀野農業協同組合 売所 淀江米穀小売企業組合日吉津販 大高農業協同組合 彥勝

日 春 大 髙 H

六

御来屋農業協同組合 光德農業協同組合

11

富三郎

五

庄內農業協同組

名

和

町

11

名和農業協同組

合 合

淀 会見町第二 吉 津村 江 第一 村 村 町

谷川てる子

湰

坂

溝口町第一

御来屋米穀企業組合

= 1:10 八 一九 七

Ξ 溝口農業協同組合

三四 石井 日光農業協同組合 虎治

神奈川農業協同粗合 江尾米穀小売企業組合

江尾農業協同組合 根雨米穀小売企業組合

二二七 二二六 二五

売所 江尾米穀小売企業組合神奈川販 溝口町米穀小売企業組合

第三 第二

江府町第一

根 " // 雨

第

第二 町

Ξ \equiv 日野農業協同組合

長尾 黑坂町米穀小売企業組合 黑坂農業協同組合 已幸

石 11 見

黑 坂

.//

町

四三 四

几

村上

正義

四四四 山城 山城 大宮農業協同組合 欽一 能之

高宮村第一

第二

第二

11

◆鳥取県告示第百三十一号

規定により東伯郡の計量器定期検査を次のように実施 計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第百四十条の

昭和三十一年三月三十日 鳥取県知事

遠 藤

茂

査

関金町 役場山守支所 場 所、

検

合

関金町矢送農業協同組

村の区域)

前 (前の山守村の区域) (前の矢送村および南谷 の竹田村

東伯郡関金町

査

D 区域

X

竹田中学校

記

昭和31年3月30日 金曜日

検

H

検

四月

Ŧi.

H

1午前九時半から

5

ク月 月

六日ク 九日

11 "

三朝 MI

鳥取県

三九

日野上農業協同組合

久代

晃

三八 三七 三六 三五

倉間

克雄

多 福

里

村

栄

村

伯南町第一

公 報

伊田

長朝

石見農業協同組合

11

村

福栄農業協同組合

三四

(外号) 第20号

月十一日 ,月十二日 月十三日/

H

1-

日

◆鳥取県教育委員会告示第二十号

告

示

臨時教育委員会を次のとなり招集す

昭和三十一年三月三十日

鳥取県教育委員会委員長

大

島

髙

公

告

11

" 11

11 11 11 (前の三德村の区域) (前の旭村の区域)

11

(前の三朝町の区域)

小鹿村の区域)

"

(前の

日時

場所 鳥取県教育委員会会議室

旭中学校

三德小学校 小鹿中学校

三朝中学校

昭和三十一年三月三十日午前十

畤

事務局人事について 県立学校人事について

議題

2.

県立鳥取公共職業補導所補導生を次の要綱により募集する。

昭和三十一年三月三十日

藤

遠

昭和三十一年度県立鳥取公共職業補導所補導生募集要綱

鳥

取

県

知

茂

経 美 理 木 自 機 科別募集補導生数 動 理 滇 車 容 I. 事 科 務 科 科 科科科科

六 箇

間

目

八五 \equiv =

鳥取県公報

補導期間 筃 年

補導方法 間

(佐盤) 募集補導生数

三五 Ξ

ΞO \equiv

所

鳥取市富安西入田一七九ノニ

地

在

願書締切日

|実施月日||発表 |四月七日||三月三十一日

工 整 備

車 械

機

昭和31年3月30日 金曜日

補

導

科

目

選

考

場

実施月日

一次合格発表

選

考

場

次

選

考

第二次選考

四月三日

四月四日

鳥取補導所

四月五日

募集選考

計

科 科

倉吉安定所 鳥取、米子、

鳥取補導所 倉吉安定所 鳥取補導所

21

木

自

動

11 "

23	昭和31年3月30日	金曜日	鳥	取	* 県	公	報	(外号)	第 20 号
									713

								₩ <u>@</u>					16)		第2	
受験番号 氏 名	はり師試験合格者	第五号 山 下 弘 実	第四号 長 山 巖	第三号 山 本 広 行	第二号 波 藤 鉄 夫	第一号 穴 田 保	受験番号 氏 名,	あん摩師試験合格者	鳥取県知事 遠 藤 茂	昭和三十一年三月三十日	である。	ん摩師、はり師、きゆう師試験の合格者は次のとおり	昭和三十一年三月二十二日及び二十三日に施行したあ	◆公 告	用、加配米受配の適用、失業保險金受給資格の存続。	授業料不要、補導用器具無料貸与、通学運賃割引の適
							第五号 小 谷	第三号 田 河	第二号 妹 尾	第一号 絹 見	受驗番号	きゆう師試験合格者	第五号 小 谷	第三号 田 河	第二号 妹 尾	第一号 絹 見
							篤	弘子	隆信	重夫	名			弘子	隆信	重 夫
							****	•		/ \			:		113	

昭	₹µ31:	年3月	月30日	∄ €	定曜日		息	取	県 :	公 章	報	(号外)第	; 20 号 22
、認め	校を	学校	l. 義	四、応募資	項の	第一	2.	力の	国語、	l· 第	三、選考	経理	美	理
められた者)	卒業した本	教育法第四	務教育を	資格	簡単な口	次選考の合格者	二次選考	筆記試験	数学、	一次選考	方法	事務	容	容
	者又はこ	四十七条	修了した		頭試問四	台格者に		を行う。	及び社会			科	科	科
に規定する者、旧国	れと同等以上	(中学校又は	者。但し理美		及び人物考査を	につき補導生と			会につき補導生とし			鳥取安定所	<i>!!</i>	安倉米鳥 定吉、和 和 類 和 類 報 類 所 第 表 所 , 和 等 , 利 等 , 利 等 利 等 利 等 利 等 利 等 利 等 利 等 利
民学校令に	の学力があ	これに準ず	容科につい		を行う。	として必要な諸			として必要		*	,	"	四月二日
よる七、	ると	る学 六、	ては	入	五	諸事	3.	2.	な学	***************************************		"	"	四 月 四 日
処遇	[月中旬	入所予定期日	職業安定所に	所願書(所定	応募手続	する者。	意志强固志	補導上の作	同等以上の学	中等学校の二	国民学校の高	"	"	IJ.
			提出のこと。	のもので			操像にし	Ź	力がある	年の課程	等科を修	"	"	四 月 六
				各安定所	•		て将来その	る身体機	と認められ	を終	了した者	<i>"</i>	"	<u>日</u> 四 月 七
•				(所にあり)をも寄の公			ての業に精進しようと	低能の强健な者。	られる者。	つた者又はこれらの者	旧中等学校令によ	"	"	七 日 〃
				公			٤			٤	る			